

# 災害復興住宅融資の制度改正のお知らせ

令和元年10月1日以後の借入申込受理分から、災害復興住宅融資の制度の一部を改正します。主な変更点は以下のとおりです。

## 1. 返済期間の上限の変更

建設又は購入の場合の返済期間の上限を一律35年とします。

## 2. 融資額の増額

令和元年10月に予定されている消費税増税に対応するため、融資額の上限を引き上げます。

## 3. 住宅の床面積要件の撤廃

融資の対象となる住宅の床面積の要件を撤廃します。

## 4. 住宅の技術基準への適合確認方法の変更

融資の対象となる住宅が機構が定める住宅の基準に適合しているかについて、地方公共団体等による確認（現場審査）から、お客さまによる確認に変更します。

→ 詳細は、次ページをご覧ください。



既にお申込済みの方で改正後の制度の適用をご希望の方は、再申込みをしていただく必要があります。再申込みをする場合、再申込みをされた時点の金利が適用となります。また、再申込み時点の状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。

## 借入申込書等の様式を変更します。

令和元年10月の制度改正に対応した新しい借入申込書に変更します。  
令和元年10月1日以後に借入申込みを行う場合は、**令和元年9月17日（火）以降**にお客さまコールセンターまで新しい借入申込書をご請求ください。

### <お問合せ先>



住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

**0120-086-353**（通話無料）

※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します。

※ 受付時間は、9:00～17:00です（祝日及び年末年始を除きます。）。

# 制度改正の詳細

## 1. 返済期間の上限の変更

	改正前		改正後
	分類	返済期間 (上限)	返済期間 (上限)
建設	木造（一般）	25年	<b>35年</b>
	木造（耐久性）、準耐火、耐火	35年	
購入	新築（木造一般）、リ・ユース	25年	
	新築（木造（耐久性）、耐火、準耐火）、 リ・ユースプラス	35年	
補修		20年	20年（変更なし）

(注) 「リ・ユース住宅」及び「リ・ユースプラス住宅」は、令和元年10月以降、「中古住宅」に呼称を変更します。

## 2. 融資額の増額

		改正前	改正後
建設	基本融資額（建設資金）	1,650万円	<b>1,680万円</b>
	（土地資金）	970万円	970万円
		（整地資金） 440万円	<b>450万円</b>
		特例加算額（建設資金） 510万円	<b>520万円</b>
購入	新築、 リ・ユース	基本融資額 2,620万円 特例加算額 510万円	基本融資額 <b>2,650万円</b> 特例加算額 <b>520万円</b>
	リ・ユース	基本融資額 2,320万円 特例加算額 510万円	
補修		基本融資額（補修資金） 730万円 （整地資金） 440万円	基本融資額（補修資金） <b>740万円</b> （整地資金） <b>450万円</b>

## 3. 住宅の床面積要件の撤廃

		改正前	改正後
床面積	建設	13㎡～175㎡	<b>廃止 (要件なし)</b>
	購入（一戸建て等）	50㎡～175㎡	
	購入（マンション）	30㎡～175㎡	

(注) 床面積要件の廃止後も、店舗併用住宅等の場合は、住宅部分が1/2以上あることが必要です。

## 4. 住宅の技術基準への適合確認方法の変更

改正前	改正後
地方公共団体等による現場審査	<b>お客さまによる申出方式（書類提出）※</b>

※ 借入申込時点で建築後10年（マンションの場合は20年）を経過している中古住宅を購入する場合は、耐震診断や劣化状況の確認を行っていただく必要があります。これらに係る費用はお客さまのご負担となります。